

# 台風等異常気象時における 生徒の登下校について

1 登校以前に、名古屋地方気象台から「尾張西部」及び「尾張東部」のいずれかの地域に以下の警報が発表されている場合

A 特別警報（暴風特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報）

登校以前に特別警報が発表された場合→その日の授業は行わず、休業とする

その日のうちに特別警報が解除された場合→その日の授業は行わず、休業とする

解除後の授業の再開については、本校HP・きずなネット等により学校から連絡する。

B 暴風警報または暴風雪警報

当日の午前6時30分までに解除された場合→平常通り授業を行う

当日の午前6時30分から午前11時までに解除された場合

→解除後2時間後から授業を行う

午前11時以降も継続して警報が出ている場合→その日の授業は行わず、休業とする

\*「授業が行われる場合」について、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

2 生徒の登校後に、上記のいずれかの警報が発表された場合

A 気象・交通機関・通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときには、授業を中止し速やかに安全に帰宅させる。

B 通学路に危険が認められるときや帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。